

早明浦ダム再生事業環境検討委員会 第4回委員会

環境への影響予測結果及び評価(案)

令和3年3月2日

独立行政法人水資源機構
池田総合管理所
早明浦ダム再生事業推進室

○環境保全措置の検討における表現の見直しについて

「環境影響が無い場合又は極めて小さいと判断される場合以外においては保全措置を検討する。」

前回委員会において保全措置の要否については、上記のとおり記載しておりましたが、以下の理由により「極めて小さい」という表現から「小さい」に見直します。

- ・「極めて小さい」という表現に曖昧さがあること
- ・近年のダム事業の環境影響評価においても、ほとんどの事業において「極めて小さい」という表現は使用せず、「小さい」という表現を多く利用している。

よって、環境要素の区分毎の環境保全措置の検討を行うにあたり、以下の通りに見直します。

「環境影響が無い場合又は小さいと判断される場合以外においては保全措置を検討する。」